



花粉の季節、みなさまいかがお過ごしでしょうか？若いころはそうでもなかったのですが、年を取るにつれて年々花粉症がひどくなってきている感じがします。最近では花粉にくわえて黄砂も飛んでいるというニュースを耳にします。聞いただけでなんだか顔がかゆくなってきます。マスクと甜茶飴で、なんとかこの季節を乗り切りたいとおもいます。



1. 熱中症対策



●職場の熱中症対策、義務化！

～STOP！熱中症 クールワークキャンペーン～

→今年も**暑い夏**になりそうです。近年熱中症が多発していて、なおかつ**重篤化**する事例が増えています。これを防止すべく、職場の熱中症対策が**義務化**されることになりました。

＜**職場の熱中症対策**＞R7.6から開始予定

■**熱中症を生ずるおそれのある作業（★）**を行う際に、

- ・熱中症の**自覚症状のある人**
- ・熱中症のおそれがある人を**見つけた人**

が、**報告をする体制**（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係者へ**周知**すること。また、

- ・作業からの**離脱**
- ・身体の**冷却**
- ・必要に応じて医師の診察または処置を受けさせる
- ・事業場の緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先・所在地等など、熱中症の悪化を防止するために**必要な措置や手順**を事業場ごとにあらかじめ定め、関係者へ**周知**すること。

★ WBGT28 度または気温 31 度以上の作業場で行われる作業で、継続 1 時間以上または 1 日 4 時間を超えて行われることが見込まれるもの

→また、R7.4を準備期間として、今年はR7.5～9まで‘STOP！熱中症 クールワークキャンペーン’が実施されます。

2. 育児休業等給付

●育児休業等給付金のQ&A

～出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金～

→雇用保険からの**育児休業等給付**（**育児休業給付**（**出生時育児休業給付金・育児休業給付金**）、**出生後休業支援給付金**、**育児時短就業給付金**）のQ&A集の中に、新たに4月から加わった**出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金**についての質問が追加されました。

＜育児休業等給付金Q&A＞（おもなもの）

・**出生後休業支援給付金**の支給額は？

休業開始時賃金日額×支給日数（上限28日）×**13%**。育児休業給付の67%とあわせて**80%**。

・**育児時短就業給付金**の支給額は？

対象月に支払われた賃金が育児時短就業開始時賃金月額（※）の**90%以下**の場合、対象月に支払われた賃金額×**10%**。（90%超の場合は10%より少なくなる）

※育児休業給付から引き続き**同じ子**につき時短を開始した場合は、その育児休業給付の休業開始時賃金日額×30

・育休中に**退職予定**。給付金はもらえる？

当初から退職予定の場合はもらえない。受給資格確認後に退職となった場合はもらえる。**退職日まで**が支給対象（R7.4.1以降退職者から適用）へ変更。

→申請用紙の種類が多く似たような名前ばかりなので、間違えないように用紙を確認して申請するようにしましょう。

今月のピックアップ



●失業給付、給付制限が1ヶ月に！～給付制限なしも可能に～

自己都合退職の場合の給付制限が、R7.4から原則2ヶ月→**1ヶ月**に短縮されます（令和6年3月号参照）。教育訓練等を受ける場合は給付制限が**0日**（待期の7日のみ）になります。

●高齢雇用継続給付、支給率引き下げ！～賃金低下率も64%以下～

これまで最大15%だった支給率が、R7.4から**10%に引き下げ**られます（令和6年12月号参照）。**R7.4.1以降**に60歳（被保険者期間5年以上）になった方が対象になります。

□お問い合わせ先□

〒460-0003

名古屋市中区錦2-15-19

アゼット錦ビル5B

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

